

《書評》

坂根嘉弘『評伝 朝鮮総督府官吏・吉田正廣とその時代』

大阪：清文堂出版、2021年、314頁

玉井 浩嗣*

SAKANE Yoshihiro, *A Critical Biography: Masahiro Yoshida, an Officer in the Government General of Korea, and the Period He Lived in*, Osaka: Seibundoshuppan, 2021, 314p.

DOI Hirotsugu

1. はじめに

日露戦争終結後、韓国(大韓帝国)を保護国化した日本は、1910年(明治43)8月、「韓国併合ニ関スル条約」によって朝鮮を完全に植民地化した。併合を機に、韓国政府および統監府に代わる新たな植民地統治機関として、朝鮮総督府が設置された。1945年(昭和20)の敗戦・朝鮮解放までに総督府が実施した農業政策では、1910年代の土地調査事業、20年代の産米増殖計画、30年代の農村振興運動の三つが代表的な政策として広く知られている。

本書の主人公である吉田正廣は、朝鮮総督府の殖産局農務課などに勤務していた農林官吏である。とりわけ『朝鮮ノ小作慣行』上・下巻(朝鮮総督府、1932年)の編纂や朝鮮農地令の制定(1934年)に実務面で大きく貢献するなど、1920年代後半から30年代半ばを中心に朝鮮で活躍した人物であった。しかし、研究者ではない一般読者から見れば、ミュージシャンの吉田拓郎の父というほうが、本書を思わず手に取る強い動機となるだろう。本書は、近代日本における農地政策史・地域史研究を専門とする坂根嘉弘氏が、吉田正廣の経歴と業績を幅広い資料収集と彼の親族からの温かい協力によって丁寧に描き上げた一冊である。

*熊本学園大学外国語学部

『東北アジア研究』27号(2023年)、117-126頁、doi: <http://doi.org/10.50974/00136712>

© 2023 DOI Hirotsugu

本著作物は、特に記載がない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ライセンスの下で提供されています。 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



本書の構成は以下の通りである。

序章

第1章 生い立ち

第2章 鹿児島県立鹿屋農学校に学ぶ

第3章 官吏制度と吉田正廣官歴の概観

第4章 朝鮮総督府技手時代

第5章 釜山府書記時代——守屋栄夫と吉田正廣——

第6章 朝鮮総督府属時代Ⅰ——小作問題への取り組み——

第7章 朝鮮総督府属時代Ⅱ——朝鮮農地令と小作慣行調査——

第8章 高等官(奏任官)時代

第9章 鹿児島県庁時代——戦後の吉田正廣——

終章——吉田正廣家について——

寄稿 吉田正廣の思い出(針持和郎)

2. 本書の概要

本書は、吉田正廣という個人の評伝の形式をとりながら、その内容は植民地期朝鮮農政史研究、近代日本の官僚制度研究、鹿児島地域史研究など多岐にわたっている。そこで、本稿では、吉田正廣が歩んだ人生を概観することに注意を払いながら、各章の内容を簡潔に紹介することにした。

序章では、本書の課題の提示と研究史上の位置づけが行われている。本書の目的は、吉田正廣の経歴や業績について当時の時代背景や社会経済状況を含めて分析的に論じることで、いわば吉田正廣論を展開することであり、ハイライトとなるのは小作慣行調査と朝鮮農地令制定の二つの事業である(3~4頁)。ここで吉田正廣がもつ二つの側面が指摘される。一つは、吉田正廣が鹿児島県立鹿屋農学校卒業後、判任官として朝鮮で農業技手や書記・属を務めた植民地官吏であった点である。従来の植民地期朝鮮における官僚研究では、現実に政治・政策を動かす権限を有する総督・政務総監・局長など高等官に関する事例研究が大部分であった。植民地官吏の圧倒的多数を占める判任官の役割を評価する上で、吉田正廣は格好の事例であると位置づけている。二つ目は、吉田正廣が単なる植民地官吏というだけでなく、朝鮮農村を対象とする日本人研究者の一面も有していた点である。植民地期朝鮮における人類学・民俗学に基づく学術調査では、善生永助、村山智順などが有名であるが、吉田正廣の朝鮮村落・小作慣行調査をその一部として評価する必要性に言及している。

第1章では、吉田正廣が、鹿児島県北端の内陸部にある羽月村鳥巢に生まれ、鹿屋農学校へ進学するまでの幼少年期(1895~1912年)を取り上げる。

吉田は日清戦争直後の1895年(明治28)12月に堂前正助・フデの三男として生まれた。ここで

は薩摩藩独特の支配制度である外城制度と門割制度を解説することで、彼がどのような特徴をもった地域社会で成長し、その後朝鮮農村を調査する際の原風景がいかに作られたのかを印象的に記述する。生家の堂前家は、薩摩藩の農村支配の最終単位である「門」(鳥巢村・堂前之門)で、門地の割り振りなどを担った名頭であった。ほどなく5歳で堂前家の近所にあった吉田戸七家に養子となり、1902年に羽月尋常高等小学校に進む。おりしも鹿児島県では、加納久宜知事による積極的な県政を受けて、就学率が急上昇するなど初等教育が広く普及する時期に当たっていた。ただし、尋常科(4年)に比べ高等科(4年)まで修了する者は少なく、さらに上級の中等学校に進学する者は一握りであった。伊佐郡の徴兵調査から算出すると、その割合は全体の6%にすぎず、中等学校卒の学歴は高学歴(エリート)であったと分析する。

第2章では、鹿児島県立鹿屋農学校で過ごした時期(1912~1915年)を扱い、当時の農業学校の実情を交えながら、朝鮮に渡る前に吉田正廣がいかなる教育を受けたのかが語られる。

入学時の鹿屋農学校は、実業学校令・農業学校規程(1899年制定)に基づく甲種農学校であった。甲種農学校では、農業に関する専門科目や実習による実務的技術教育に加えて、農業以外の普通科目による教養教育も行われた。卒業生の進路について、1920年3月卒業生までの資料によると、鹿児島県内で仕事をする者が半分強(53%)と圧倒的に多かったのに次いで、朝鮮や台湾もかなり多かったという。朝鮮での就業先としては、約20年間で総督府が94人中、46人と約半数を占めており、吉田もその一人であった。ここから吉田は、朝鮮総督府の官庁で同窓生にしばしば出会う職場環境にあったと推測している。

第3章は、戦前の官吏制度を解説した上で、吉田正廣の官歴を概観する内容である。前もっていささか難解な官吏の世界を整理することで、第4章からはじまる吉田の官吏としての活動をより正確に理解できるようにする役目を果たしている。

吉田正廣の官歴は、京畿道技手、釜山府書記、朝鮮総督府属を務めた判任官時代と黄海道小作官、慶尚南道農村振興課長を務めた高等官(奏任官)時代に大別できる。なかでも中等学校卒で高等試験合格者でない吉田が、1936年に判任官から高等官へ昇叙した点は、官歴上の大きな特徴である。また、朝鮮総督府官吏の俸給に関して階層別に考察がなされ、例えば、総督府では職員数のうち判任官と雇員が9割5分を占めていた一方で、俸給面では高等官(奏任官以上)との間に大きな格差がつけられていたことが指摘されている。吉田正廣の俸給については、朝鮮在勤文官加俸もあって任官時から退官時まで同時期の同世代と比較して高給取りであったとする。

第4章では、鹿屋農学校卒業後に、朝鮮に渡り官吏としての第一歩を踏み出した京畿道第一部(後に内務部)勸業課技手の時期(1917~1925年頃)を扱う。ただし、任官したての技手にもかかわらず、朝鮮農村の実証的研究や調査にたずさわった官吏としての特異性に焦点を当てている。

まず吉田は、「朝鮮の部落組織」上・下(『京城日報』1922年12月)と「京畿道同族部落の概観」(『朝鮮地方行政』2巻6号、1923年6月)を著わし、朝鮮の同族部落論を展開する。すなわち、「李、金、張等色々の同姓族の集団部落が地方行政、農業政策、社会教化上重要な価値を有」しており、「此同族部落は実に地方に於ける文化促進の核心である」と述べるのである(114~115頁)。朝鮮の同

族部落論については、朝鮮総督府嘱託として膨大かつ多方面にわたる調査研究を行った善生永助が有名であるが、吉田正廣は善生より十数年早く同族部落に着目していた。朝鮮の農村社会を把握する上で、朝鮮の門中(出自集団)と日本の同族・親族を混同するなど問題点が含まれるとはいえ、吉田の同族部落論は時期的にも内容的にも先駆的な成果であったとする。

次に、吉田は、この時期朝鮮総督府庶務部調査課属を兼任し、朝鮮部落調査を担当する小田内通敏の強力な補助者を務めていた。朝鮮部落調査は朝鮮における初めての農村実地調査であり、総督府中枢院による風俗調査の附属事業として1921年3月から25年3月まで実施された。担当者の小田内通敏は当時著名な人文地理学者であったが、吉田正廣は調査に参加し作業を補助することを通じて小田内と個人的な親交を深めることになった。さらに、吉田は、小田内を介して『日本の民家』(鈴木書店、1922年)で知られる建築学者の今和次郎の朝鮮民家調査にも協力している。

第5章は、朝鮮部落調査の打ち切り後、短期間勤めた釜山府書記の時期(1926~1927年)を扱う。吉田正廣は1925年頃、何らかの理由で一時朝鮮総督府の現場を離れ、郷里の鹿児島県伊佐郡羽月村に帰省する。その間、朝鮮部落調査時の庶務部長であった守屋栄夫宛に就職斡旋を依頼する書簡を送っている。まもなく吉田は、希望の東京方面の職ではなかったが、1926年(大正15)5月までに釜山府書記の職を得ることになった。ここで吉田は、釜山府の広報誌『釜山』の編纂を担当するとともに、都市研究や社会事業にも取り組んでいる。

ところで、第6章と第7章は、いよいよ吉田正廣の官歴のハイライトとなる朝鮮総督府属の時期(1927~1936年)である。

第6章では、朝鮮農地令と小作慣行調査に入る前段階として、総督府の小作問題対策と朝鮮の小作慣行の実態が整理されている。

吉田正廣は、1927年(昭和2)9月に朝鮮総督府殖産局農務課属へ転任する。吉田は、この時期の重要な政策課題であった小作問題に専任属官として従事することになり、まさに栄転であった。総督府の小作問題対策は1920~21年に登場し、26年下半年から再登場する。総督府は小作慣行改善のために1928年2月に臨時小作調査委員会を設置し、18回の委員会を経て、同年5月に答申書が提出された。その内容は立法事項と行政事項からなり、前者は後の朝鮮農地令へとつながっていく。後者は、総督府の行政指導によって小作慣行改善を早急に進めるものであり、7月に政務総監通牒「小作慣行ノ改善ニ関スル件」としてただちに実現した。また、農地令制定と同時に進行する形で、1930年には朝鮮全域を対象とした本格的な小作慣行調査が実施された。これら一連の小作関係事務を精力的に進めるに当たって吉田正廣の上官となったのが、鹽田正洪である。鹽田は吉田から約1年遅れで殖産局農務課事務官に着任すると、コンビを組んで小作慣行調査・朝鮮農地令制定に邁進していくのである。

続いて、植民地期朝鮮の小作慣行について、同時代の日本と比較しながらその特質を明らかにする。朝鮮の小作形態には、打租(刈分小作)、定租(定量小作)、執租(検見小作)の3種が存在し、このうち打租の割合が多かった。日本で普通小作(定量小作)が一般的であったのと対照的である。小作料はどちらも現物で納められたが、日本は玄米納入、朝鮮は粳納入であった。小作地率は日

本の田 54%に対して朝鮮は田 67%とかなり高率で、小作地を耕作する農家の割合は、日本の自小作農 42%、小作農 27%に対して、朝鮮は自小作農 31%、小作農 47%と合計約 8 割におよび非常に高かった。

小作問題のうち、特に大きな弊害と目されたのが舎音である。舎音とは、地主から小作地の管理や小作料の徴収を委任された地主の代理人のことである。朝鮮の舎音には、非地元民・非農業者が多かったために、日本の差配人のように農村社会の一員として自己抑制的に行動することがなく、むしろ私腹を肥やすために機会主義的な行動をとった。具体的には、小作料の過大徴収、小作料を引き上げるための小作人変更(小作権移動)、小作契約にない金品、無償労働、接待などの要求が横行した。そのため総督府にとって、舎音の弊害を抑制することが小作問題対策の第一の課題であった。

著者は、日本と朝鮮の小作慣行を比較した結果、「朝鮮では小作人への所有権(残余請求権と残余制御権)の配分が小さいこと、つまり小作権が弱く、小作人の地位が不安定で、あらゆる面で小作人が不利」であったために、農事改良の進展を妨げ朝鮮における農業生産力の増進にマイナスの効果をもたらしていたと考察する(146~148頁)。

なお、総督府属の時期に、吉田正廣は論稿 2 点、著書 1 点を残している。まず「朝鮮の農村生活の研究」(『朝鮮農会報』2 卷 3 号、1928 年 3 月)は、血縁部落(同族部落)が「朝鮮の農村社会の眼」であり「農村社会の核心」であると強調するなど、京畿道技手時代と同様に同族部落の重要性を指摘しており(151 頁)、当時の朝鮮農村調査論としてレベルが高い。次に「朝鮮に於ける小作農民の貧困に関する私考察」(『朝鮮社会事業』6 卷 9 号、1928 年 9 月)は、農民は「無智」であっても「愚鈍」ではなく、貧困に対して適切な施設、制度、政策の徹底的な施策が重要であると説き、当時の総督府官吏の一般的な認識と符合する。また、記述内容や伏字の存在から、吉田が資本主義経済論を学び資本主義批判に踏み込む一面も持ち合わせていたのではないかと推論する。さらに吉田は、1930 年に『朝鮮の小作慣行——時代と慣行』(朝鮮農会)をまとめている。本書は 30 年時点までの先行文献に記載された朝鮮の小作に関する記述を編年別・地域別・項目別に編纂したもので、大規模な小作慣行調査の一環として刊行された。

第 7 章では、朝鮮農地令の制定過程を検討するとともに、小作慣行調査の実施と合わせて、総督府の政策目的が何であったのかを解明する。

小作立法は、すでに 1928 年の臨時小作調査委員会の答申書で提起されていたが、1931 年(昭和 6)6 月の宇垣一成総督着任をきっかけとして積極的に推進された。昭和恐慌下の朝鮮農村の貧困化を受けて、宇垣総督は 32 年から農村振興運動を開始するが、『宇垣一成日記』から彼は小作農が自作農になることを農村更生・農村振興の基本と考えていたとする(159 頁)。具体的には、「小作令による小作農の保護→小作農の自作化→農村更生振興、これが小作令を起点とする宇垣一成の描いていた農村更生の姿」であった(160 頁)。

小作立法の具体案は、殖産局農務課内で政務総監通牒「小作慣行ノ改善ニ関スル件」をベースに 1929 年から作成され、33 年 7 月の『朝鮮小作令試案(農務課案)』を経て、農林局案がまとめら

れた。小作立法の担当事務官は鹽田正洪だが、起案の実務は担当属官の吉田正廣が当たった。吉田は小作令を起案し、政府筋との折衝を裏方で支えるなど多大な貢献を見せ、後に朝鮮農地令の「謂はば産みの親ともいふべき人」と評されることになる。

総督府は1933年10月、小作令制定打合会を開催する。宇垣総督出席の下、小作令試案に対する意見聴取と内地関係官とのすり合わせが行われ、原案通り承認された。しかし、このころから在朝日本人地主を中心に朝鮮小作令反対運動が発生した。朝鮮農会は同年11月に「全鮮農業者大会」を開催し、小作令制定時期尚早との決議を行ったほか、米産地の全羅南・北道の日本人地主を中心に激しい反対運動が展開された。主な反対理由は、内地で小作法が成立しない状況で朝鮮で小作令を施行するのは時期尚早という主張と、小作令の施行によって小作階級の権利が強くなりすぎ小作争議の頻発を招くという懸念の二つであった。その一方で、逆に朝鮮人を中心に、小作令制定を促進し在朝日本人地主の反対運動に対抗する運動が展開された。宇垣総督自身も、日記の中で反対運動に対してたびたび「遺憾」と記述していたとする。

まもなく朝鮮小作令案は、朝鮮内で賛否が渦巻く中、東京の拓務省・法制局での審議にまわった。政府筋への了解工作を託されたのは、総督官房審議室事務官の安井誠一郎らであったが、鹽田正洪や吉田正廣は彼らを援護・補佐する立場にあった。拓務省との協議は順調に進んだが、法制局との審議では最短小作期間で合意できず、当初案の5年から3年に譲歩することで折り合った。その間も地主側による政府要路への反対工作が行われたが、東京で朝鮮小作令要綱を突如発表することで運動の鎮静化が図られた。また、拓務省・法制局から、内地でまだ小作法が成立していない中で朝鮮小作令という名称は誤解を招くとの意見が出され、朝鮮農地令に変更された。こうして朝鮮農地令は、1934年(昭和9)4月に公布された。著者は、宇垣総督の熱意・決意が一貫して揺らぐことがなく、反対する地主側と一切妥協しなかったことが朝鮮農地令の制定にむすびついたと結論づけている。

なお、朝鮮農地令の立法作業と併行して、吉田正廣は「独力の仕事」として小作慣行調査を遂行する。小作慣行調査の中軸となったのは、朝鮮全体かつ小作慣行全般を対象にした照会調査であった。この調査は最小単位の面府から郡島、道に調査書を順に上げていく方式で、1930年5月から31年6月にかけて大規模に実施された。吉田は2711通に及ぶ膨大な調査書を整理して、32年に『朝鮮ノ小作慣行』上・下巻を完成させるのである。

さて、朝鮮農地令は、従来の民法や朝鮮の小作慣行に対して、主に以下の4点の変更を加えたものであった。すなわち第一に、舎音など小作地管理者を取り締まり不適当な管理者の変更を可能にすること、第二に、小作契約期間を3年以上に法定し小作契約の自動更新を定めたこと、第三に、登記がなくても小作地の引き渡しをもって第三者対抗力を認めたこと、第四に、小作権の相続を認めたことである。著者はこのような朝鮮農地令の目的を、「基本的に小作権の移動(小作人の変更)を制限して、小作人の地位を安定させ、小作経営を安定化するとともに、小作人に農事改良へのインセンティブを与え、農業生産力の向上を図ることを目指していた」(185～186頁)と結論づける。

ちなみに、吉田正廣は農地令が制定された年に『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』(朝鮮農政研究同志会、1934年)を刊行する。属官(判任官)の吉田正廣が法令の解説書を刊行し、さらに宇垣総督以下トップの面々が序文を寄せたことは極めて異例なことであった。

第8章は、高等官(奏任官)として黄海道小作官などを務め、退官後嘱託につき中国・蘆台模範農村の農場長となる時期(1936~1945年)を扱う。

吉田正廣は、1936年(昭和11)12月に高等官(奏任官)に昇叙され、朝鮮総督府道小作官(黄海道内務部農務課勤務)を命じられる。吉田はすでに1933年から京畿道小作官補を兼任しており、昇叙によって小作争議が多かった黄海道の小作官に着任することになった。小作官の業務は、小作関係について調査研究をなすこと、地主・小作を善導し地主会・農会などの活動を勧奨して小作関係の維持改善をなすこと、争議が発生したときはその調停をなすこと、などであった。

続いて、1939年3月には慶尚南道産業部農村振興課長となり、40年2月には総督府農林局農村振興課理事官となる。ただし、この時期は農村振興運動が日中戦争勃発(1937年)によって質的に変化し、戦時体制下の国民総力運動に再編・吸収される時期に該当していた。そのため退官前最後の勤務先となった農村振興課では、小作関係・自作農創設維持事業や小作料統制令、臨時農地等管理令など農地政策に関する事項を担当していたのではないとする。

吉田は1941年(昭和16)6月に退官後、外事部拓務課嘱託、司政局拓務課嘱託となった。拓務課は朝鮮人の満支開拓・移民や拓殖会社の監督・指導を業務としていた。加えて同年4月には、中国・天津近郊に建設された蘆台模範農村協同組合の組合長に就任し、44年5月時点では農場長となっている。

ここで著者は、朝鮮人の満支開拓・移民の背景となった朝鮮農村の人口増加と朝鮮農業の状況について分析を加える。すなわち、植民地期の朝鮮では、「朝鮮総督府が「外生的」に一連の近代的な防疫・医療・衛生・啓蒙の施設・事業を朝鮮農村に導入した」ことによって、「出生率が下がらずに死亡率が急激に低下することによる自然(人口)増加率の飛躍的拡大」が見られたこと、農村部では増加人口を抱えきれず、京城などの朝鮮内都市部や日本内地・中国(満洲・華北など)へ流出したこと、絶えざる農村人口の増加によって、高収量品種の導入による土地生産性の上昇にもかかわらず、農業就業者1人当たりの耕地面積が減少したために労働生産性の飛躍的上昇にはむすびつかなかったこと(208~212頁)を明らかにし、戦後のアジア諸国と類似した現象が起っていたと指摘している。

ところで、蘆台模範農村は、日中戦争勃発にともなう朝鮮人避難民の救済と「不正業者」(アヘン・麻薬など禁制品密売者)の帰農・更生の施設として計画され、1939年から入植が始まり、40年度から本格的な農耕が開始された。朝鮮人入植者の斡旋、選定、指導は朝鮮総督府が担当した。また、総督府と東洋拓殖株式会社天津支店は、業務遂行と監督のために係員を常駐させていた。

蘆台模範農村は、総面積3560町歩で農場の周囲23キロメートルを防水堤で囲み、幹支線72条の大規模な用排水施設を有していた。農家戸数1000戸、5000人の入植者がおり、中央の集落には協同組合事務所、小学校、領事館警察署・自衛団、郵便局などが置かれていた。蘆台模範農

村については関連資料が少なく詳細は不明であるが、当時の一般的な中国農家と比べると並外れた近代設備をもった広大な農場であった。

第9章は、戦後鹿児島県庁に勤め鹿児島郷土史家として活動した時期(1946～1972年)である。

吉田正廣は家族から少し遅れて1946年(昭和21)1月に朝鮮から引き揚げた。しばらく郷里の伊佐郡で農業などを営んだ後、50年に鹿児島県嘱託となった。嘱託としての最初の大きな仕事となったのが『鹿児島県農地改革史』(鹿児島県、1954年)の編纂事業であった。吉田は鹿児島県における農地改革の過程を跡づけた「後編 農地改革史」と農地改革関係の統計表や法規をまとめた「付録」を一人で執筆したほか、山田龍雄・岩片磯雄執筆の「前編」の資料探索まで担当し、編纂事業の中核としての役割を果たした。なかでも吉田が在り地資料を発掘したことで、薩摩藩の門割制度の具体的な分析が大きく進展し、その後の鹿児島地域史研究に絶大な影響を及ぼしたと評価している。

戦後初めての単著となったのが、『鹿児島県農民組織史』(鹿児島県教員互助会印刷部、1960年)である。本書はわが国の農事小組合政策の嚆矢となった鹿児島の農事小組合を、主に鹿児島県や鹿児島県農会が発行した刊本類をもとに詳細に論じたものである。その後、吉田は『鹿児島県史』第5巻と『鹿児島県史年表』(ともに鹿児島県、1967年)の編纂事業に分担分の執筆や事務局の役割を担ったほか、自費出版の形で『鹿児島明治百年史年表』(鹿児島県教員互助会印刷部、1968年)を刊行する。そして、吉田の最後の仕事となったのが『鹿児島県議会史』(鹿児島県、1971年)の編纂である。吉田は大正・昭和期の執筆と資料編である別巻の編纂を行った。

終章では、吉田正廣家の朝鮮引き揚げから戦後の暮らしについて、インタビュー記録をもとに描写されている。吉田正廣には朝鮮で結婚した妻・朝子との間に4人の子供がいた。長女・恭子、長男・哲郎、次女・宏子、次男・拓郎である。次女・宏子までは朝鮮で生まれ、後にミュージシャンとなる拓郎は、引き揚げ後鹿児島で生まれている。鹿児島県嘱託となった1950年に家族は鹿児島郡谷山町に居を移すが、次女の高校進学に合わせて正廣だけを残し広島市に引っ越している。この後、正廣は鹿児島県で単身生活を送り、県史編纂の仕事に没頭していくことになる。最後の仕事となった『鹿児島県議会史』刊行の翌年に広島市に引っ越すことを考えていた矢先、鹿児島県立図書館で執務中に倒れ1972年1月に息を引き取った。享年76歳であった。最後の寄稿「吉田正廣の思い出」では、吉田正廣の妹・針持スマの孫にあたる針持和郎氏の筆による貴重なエピソードが綴られている。

3. 本書の意義

ここからは植民地期朝鮮農業史の視点から、本書の研究史上の意義について述べていきたい。

一つ目は、朝鮮総督府などで活躍した官僚・官吏の中で数的に多数を占めた日本人判任官の実像をこれまでで最も詳細に明らかにした点が挙げられる。

既存の植民地期朝鮮の官僚研究では、総督府のさまざまな政策に直接影響を及ぼす朝鮮総督、

政務総監、局長など高等官(親任官、勅任官)を中心に研究が蓄積されてきた[松田・他(編) 2009][李 2013]。また、農業史分野でも高橋昇、本田幸介などの農学者・農業技師が取り上げられてきたが、いずれも東京帝国大学出身の高等官である[河田 2007][土井 2018]。本書全体を通じていえることは、鹿屋農学校という中等学校卒の吉田正廣が、判任官として非常に高い行政能力と農業・農村分野の高度な調査・研究能力を合わせ持っていたことである。朝鮮農地令の制定や『朝鮮ノ小作慣行』の編纂など植民地農政史上に残る成果を上げた吉田正廣は、判任官として稀有な事例かもしれないが、植民地統治の実態をより現場に近いレベルで解明するためには、判任官のさらなる事例の掘り起こしが必要である。

二つ目は、吉田正廣の京畿道技手・総督府属としての活動を通して、1920年代の産米増殖計画から30年代の農村振興運動への植民地農政の変化を、小作問題対策の面から連続的に把握できる点が挙げられる。

併合後の朝鮮において農業政策が実質的に開始されたのは、1912年の米作・棉作・蚕業・畜牛の改良増殖の基本方針に関する訓令以降であった。やがて植民地農政の転機となったのが、斎藤実総督が1920年より開始した産米増殖計画であった。ただし当初の「第一期計画」は関東大震災にともなう行財政整理方針などを受けて不調に終わる。むしろ重要な画期となったのは、下岡忠治政務総監の強力なリーダーシップによって計画の立て直しが図られ、1926年に「更新計画」が樹立されたときであった。「更新計画」では、大蔵省預金部からの巨額の低利資金をてこに土地改良事業が本格化したほか、朝鮮農会令・朝鮮産業組合令制定(1926年)による農業団体の再編、実業補習学校の拡充による農業教育の再構築が実施された。さらに1929年にはそれまでの朝鮮総督府勸業模範場が農事試験場に改称された。これはすなわち、朝鮮において近代農政の助走期に当たる勸業政策の段階が終了し、朝鮮の気候・風土の独自性を意識した植民地農政へと転換したことを意味していたのである[土井 2018]。

ここで改めて吉田正廣の活動を振り返ってみよう。京畿道技手時代に斎藤総督の「文化政治」の下で、人文地理学者の小田内通敏と朝鮮部落調査に従事するが、1925年に途中で打ち切りとなった。1927年に殖産局農務課属に転任し、ここから吉田は小作慣行調査や小作立法にたずさわることになる。まさに吉田の官歴のハイライトは、「更新計画」と軌を一にして始まったといえる。

総督府は「更新計画」で土地改良事業・農事改良事業の推進を図ると同時に、その阻害要因となる朝鮮の小作慣行に重大な関心を寄せることになる。例えば、先の朝鮮農会令の制定では、朝鮮農会に対して農事改良の指導奨励だけでなく、小作争議の防止・調停や小作慣行の改善という役割も期待されていた。吉田はこうした方針の下で朝鮮小作令起案から朝鮮農地令制定、朝鮮全域での小作慣行調査から『朝鮮ノ小作慣行』編纂へと休むことなく活動していくが、その中で植民地農政は宇垣一成総督の農村振興運動へと断絶することなく比較的なめらかに移行していくのである。吉田正廣という個人に着目することで、総督府の主要な農業政策の変化に目を奪われることなく、植民地農政の連続性を際立たせた本書の意義は大きいと考える。

三つ目は、朝鮮農地令を小作権の移動を制限することで小作人の農業経営の安定化を図った画期的な法令として評価している点が挙げられる。

朝鮮農地令に関しては、現在でも評価が分かれるが、通説としては批判的・否定的評価が根強いといわざるを得ない。戦後の朝鮮史研究でその出発点となったのは宮田節子氏の研究であろう。宮田氏は、関係者の鹽田正洪などの評価を批判する形で、「朝鮮農地令」に対する様々な輝かしい評価は、まったくの虚構にすぎなかった。……「農地令」は日本人地主を主力とする地主の反対運動のために、その本質とはまったく違って、あたかも地主の利害と対立し、小作人の権益を擁護する「進歩的」な制定であるかの虚構を生んだ」と厳しい評価を下す[宮田 1974]。しかしここからは、総督府と在朝日本人地主は本質的に利害が一致しているはずであるという一面的な見方が透けてみえる。本書では、朝鮮農地令の制定過程における日本政府と朝鮮総督府の協議や在朝日本人地主の反対運動への対応などが的を得た形で検証されており、「朝鮮農地令は、それまでの朝鮮小作慣行に対してかなり思い切った地主抑制的な変革を加えており、小作人側が不利になったとは考え難い」(191 頁)との結論には説得力がある。朝鮮農地令に限らず、戦後の朝鮮史研究の過程でときに通説化あるいは固定化した解釈について、日本内地の動向も含めて今後再検討する必要があると考える。

4. おわりに

本書は、著者の坂根嘉弘氏が蓄積されてきた近代日本の農地政策史・地域史研究の該博な知識はもちろんのこと、鹿児島から広島へと研究の場を移す中でめぐり会ったさまざまな縁によって産み落とされた良書である。吉田正廣という人物の生涯をここまで再現するためには、相当な苦労があったことは想像に難くない。本書の末尾には人物注記や年譜が収録されているほか、随所に吉田正廣が経験した出来事や関係した人物の話題が盛り込まれている。日本史・朝鮮史研究者から一般読者まで幅広く楽しむことができる非常に優れた評伝である。

引用文献

河田宏

2007 『朝鮮全土を歩いた日本人——農学者・高橋昇の生涯』東京：日本評論社。

玉井浩嗣

2018 『植民地朝鮮の勸農政策』京都：思文閣出版。

松田利彦・やまだあつし編

2009 『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』京都：思文閣出版。

宮田節子

1974 「『朝鮮農地令』——その虚像と実像」『季刊現代史』5、33-57 頁。

李炯植

2013 『朝鮮総督府官僚の統治構想』東京：吉川弘文館。